

「県民の皆様へのお願い(令和3年10月1日)」の見直しにより、
令和3年6月2日付けで記載されていましたが「キャンプや
バーベキューは、・・・」については、削除されました。

ゴミの持ち帰りについては引き続き、
ご協力をよろしくお願いいたします。
(バーベキュー跡に、ゴミを投棄されることが
多く見られる状況です)

国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 (TEL 073-424-2471)

和歌山河川国道事務所 船戸出張所 (TEL 073-477-1325)

和歌山河川国道事務所 五條出張所 (TEL 0747-22-3161)

「県民の皆様へのお願い(令和3年6月2日)」が下記のとおり、和歌山県より県民の皆様に対して呼びかけられております(一部抜粋)ので、ご協力をよろしくお願いいたします。

国土交通省 近畿地方整備局

和歌山河川国道事務所 河川占用調整課 (TEL 073-424-2471)

和歌山河川国道事務所 船戸出張所 (TEL 073-477-1325)

和歌山河川国道事務所 五條出張所 (TEL 0747-22-3161)

【県民の皆様へのお願い(令和3年6月2日)】抜粋

キャンプやバーベキューは、キャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないよう感染対策をするとともに、ゴミは持ち帰る

キャンプやバーベキューは、市町村が管理するキャンプ場など所定の場所で、管理者の定めるルールを守って、密にならないなどの基本的な感染症予防対策を徹底するとともに、ゴミは持ち帰りましょう。